国外における旅券手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号及び旅券法施行令（以下「政令」という。）第５条第１項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第１号及び政令第５条第２項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第１号に規定する手数料（１０年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第１項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第３項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ書面申請かつ未交付失効）	法第２０条第１項第２号及び政令第５条第２項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請）	法第２０条の２第２項の規定の適用を受け、政令第５条第４項第２号に規定する手数料（５年旅券かつ電子申請かつ未交付失効）
インド	ｲﾝﾄﾞ・ﾙﾋﾟｰ	9,650	13,200	9,400	12,950	6,700	10,250	6,450	10,000
インドネシア	ﾙﾋﾟｱ	1,790,000	2,450,000	1,750,000	2,410,000	1,240,000	1,900,000	1,200,000	1,860,000
カンボジア	ﾘｴﾙ	480,000	655,000	470,000	645,000	330,000	510,000	320,000	495,000
シンガポール	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ・ﾄﾞﾙ	158	217	154	213	110	168	106	164
スリランカ	ｽﾘﾗﾝｶ・ﾙﾋﾟｰ	38,800	53,100	37,860	52,140	26,900	41,200	25,960	40,240
タイ	ﾊﾞｰﾂ	4,090	5,590	3,980	5,490	2,830	4,340	2,730	4,240
大韓民国	ｳｫﾝ	148,000	203,000	145,000	199,000	103,000	157,000	99,000	154,000
中華人民共和国（香港を除く。）	元	815	1,115	795	1,095	565	865	545	845
香港	香港・ﾄﾞﾙ	910	1,240	880	1,220	630	960	610	940
ネパール	ﾈﾊﾟｰﾙ・ﾙﾋﾟｰ	15,520	21,240	15,140	20,860	10,760	16,480	10,380	16,100
パキスタン	ﾊﾟｷｽﾀﾝ・ﾙﾋﾟｰ	31,350	42,880	30,580	42,120	21,730	33,270	20,960	32,500
バングラデシュ	ﾀｶ	12,350	16,890	12,050	16,590	8,560	13,110	8,260	12,800
東ティモール	東ﾃｨﾓｰﾙ・ﾄﾞﾙ	117	160	114	158	81	124	78	122
フィリピン	ﾌｨﾘﾋﾟﾝ・ﾍﾟｿ	6,550	8,950	6,400	8,800	4,550	6,950	4,400	6,800
ブルネイ	ﾌﾞﾙﾈｲ・ﾄﾞﾙ	158	217	154	213	110	168	106	164
ベトナム	ﾄﾞﾝ	2,810,000	3,840,000	2,740,000	3,780,000	1,950,000	2,980,000	1,880,000	2,910,000
マレーシア	ﾘﾝｷﾞ	525	720	515	705	365	560	350	545
ミャンマー	ﾁｬｯﾄ	247,000	337,900	240,900	331,800	171,200	262,100	165,200	256,100
モルディブ	ﾙﾌｨﾔ	1,780	2,440	1,740	2,400	1,240	1,890	1,190	1,850
モンゴル	ﾄｳｸﾞﾘｸ	408,000	558,000	398,000	548,000	283,000	433,000	273,000	423,000
ラオス	ｷｯﾌﾟ	2,117,000	2,896,000	2,065,000	2,844,000	1,468,000	2,247,000	1,416,000	2,195,000